

[宮城寛淳議員 登壇]

○11番 宮城寛淳議員 4点について一般質問を行いたいと思います。1点目は、南星中学校体育館雨漏りについて検証はどうなっているかという質問であります。南星中学校体育館の雨漏りについては、昨年平成28年度の第4回定例会議案第67号としての議案説明がなされて概要などが出されました。そして、和解及び損害賠償の額決定についてなどの議案では賛成多数で可決されましたけれども、600万円の支出も認められておりました。しかしながらその件については、私はそれで終了ということではなくて、今後どのような事案を起こさせないためにも十分な検証が必要だと思います。それで(1)南星中学校体育館雨漏りに関して事件後の検証等を行ったのか。(2)第三者による検証は行ったのか。(3)今後の再発防止はどうなっているかをお聞きしたいと思います。質問は続けて行いまして、再質問から一問一答にしたいと思います。

2点目に、宇平橋近くの不法投棄の撤去をという質問であります。この質問は、平成27年第1回定例会でも取り上げました。町の文化財、史跡名所等の管理を問うということで質問をいたしました。宇平橋、それからそのほかの名所等でも不法投棄などいろいろありまして、早めに片付けるべきだというふうな質問を行いましたけれども、町当局の皆さん方は管理者が片付けるべきという答弁でありました。管理者に連絡するとありましたけれども、その後、ごみは片付けられました。ところが、この宇平橋の近くにある宇平橋の碑とか軽便鉄道の案内とか書かれている小さな公園にある車がまだ放置されたままになっている。私が質問してからでももう2年になるわけです。それから、昨年にも同僚議員がこの件質問をしております。要するに、ごみは片付けるのだけれども車が放置されている状況の中でその車の陰にごみをまた捨てるというふうなことが繰り返されているのですね。それから、バス停の所にはソファまで捨てられている。これは近くの店から出されたのかなと思われるところもあるのですがそうではないかも知れません。そのように大型ごみも捨てられているわけです。ですから、そのごみ、車がなぜ撤去できないのかをお伺いしたいと思います。

3点目に、高齢者社会における対策はということで、今後高齢者がどんどん増えていくということでのその対策はであります。沖縄県は前期高齢者が少ないとはいえ、どんどんその高齢者は増えてきている状況です。そういう皆さん方のためにも支援を行っていく体制がどうしても必要だと思います。当町では包括支援センターの役割が非常に大きくなってくとも思います。昨年、一昨年ですか、要支援1・2が地域の支援事業(総合事業)へ移行されるなど高齢者を支える環境、要するに介護保険から外されて訪問介護・通所介護ですがそのように環境が悪くなっているというなかで市町村の行う地域支援事業が大きなものになってきていると思います。そのために体制強化が必要と思うのですけれども、皆さん方はどのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

それから4点目に、新年度の事業がだいぶ多く廃止、皆減の資料が出されました。特に児童生徒の県外交流事業、民俗芸能交流会事業が廃止となっていることが非常に気になりまして特

にこの2つを取り上げました。それを廃止するにあたって、皆さん方はその事業の検証などを行ったのか。その点をお伺いしたいと思います。それから、29年度の施政方針のなかでも地域の伝統芸能保存については育成事業を行っていくと皆さん方は述べておられます。そういことならば、その伝統芸能を育成して、やはりその皆さん方が発表する場も必要ではないか。そして他の地域との交流を行うことも必要ではないかと思うので、復活の必要があるのではないかと思いますのでどうお考えかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 宮城寛淳議員のご質問にお答えいたします。まず、質問事項1. 南星中学校体育館雨漏りについてのご質問（1）南星中学校体育館雨漏りについては、再度、教育委員会内部で確認を行い、平成28年12月定例の教育委員会へ報告を行いました。（2）でございますけれども、同件につきましては、那覇簡易裁判所にて裁判官、弁護士、一級建築士で構成された調停委員による調停結果での和解であり、第三者的な検証は行われたものと認識していますので、新たに第三者による検証は行っておりません。（3）でございます。同件の再発防止に向けては、教育部局で再発防止マニュアルの案でございますけれども、それを作成してございます。今後は、全庁的に確認を行い再発防止に取り組んでまいります。

質問事項4. 新年度の廃止事業の評価についてでございます。（1）、（2）は関連いたしますので、一括して答弁をいたします。教育委員会といたしましては、幼稚園、小中学校の学習支援員、特別教育支援員、預かり保育教諭などの人材確保を最優先にした予算編成を行いました。そのため、児童生徒県外交流事業や民俗芸能交流会事業については、他の事業との優先順位を考慮し平成29年度は予算計上をいたしませんでした。以上でございます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の宇平橋近くの不法投棄撤去についてお答えします。放置車両について、管理者である南部土木事務所に確認をしたところ、所有者の所在を特定するために調査を行っている段階であるということでもあります。特定でき次第、所有者に撤去命令を行うということでもあります。不法投棄ごみについては、年度内で撤去できるようにその旨申入れを行いました。

質問事項3点目の高齢化社会における対策についてお答えします。要支援1・2の地域支援事業（総合事業）への移行について、平成29年度には全市町村で実施することになっております。本町では、嘱託看護師を1名増員し、更に認知症地域支援推進委員1名の配置、社協へ生活支援体制事業整備事業を委託し、生活支援コーディネーター2名を配置することによって高齢者を支える体制強化に取り組んでいるところであります。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 1点目の事件後の検証については、昨年12月の教育委員会報告というふうになさっているようではございますけれども、実はその件に関して議会で議案第68号南風原町一般会計補正予算（第5号）を出された時の留意事項としてこういうことが書かれています。議会の総意として皆さん方に上げたはずで、当該事案を深く検証することで原因を究明されるよう要望すると、ミスを防ぐ対策及び組織体制を構築し再発防止に徹底するよう留意されたい。それから、再発防止のマニュアル作成等、議会へ報告するよう求めるということとしているんですけれども、その検証は教育委員会に上げたとおっしゃっています。ではこの教育委員会ではどういう話になっているのかどうか、これが1点と、もう1つは、その件は議会へは提案しないのですか。その2点。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 お答えいたします。教育委員会に報告した件につきましては、議会に提案した議案のとおり和解及び損害賠償の額の決定について報告しております。その後の検証については、そのあとにやっておりますので、先ほど教育長より答弁があったとおりその報告書案を教育委員会事務局内部でとりまとめております。それを全庁的に広げて確認を取りまして、議会、定例教育委員会には報告していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 私が質問しているのは、その事件後の検証はどうなっているかということとして、議会に提示されたその中身を教育委員会に出したということですか。それで議会で議論して、そのあとの検証などは行っていないということになるわけですね。前の議会に提出したこの賠償額の決定についての概要は以前にもらっていますので、それを議会で論議しているのです。そのあと、皆さん方は議員からの提案なりそれを踏まえての検証などは行っていないことになるわけですか。それをもう一度。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 この件の内容検証につきましては、議会議決の報告後、教育委員会にも同様の議案を提出しまして、そのあと取りまとめて本件発生の原因と今後の対応策については現在、教育委員会事務局内部で再発防止マニュアルを取りまとめております。検証をしてその防止マニュアルを作成しましたので、このあとは庁内で確認作業を進めて研修等を行い再発防止に取り組んでいく予定としております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 皆さん方が議会に提案する際に出した資料、要するに議案を基に議会では議論したわけです。それで議員からもいろいろ意見が出ましたでしょう。それから、皆さん方への忠告とか、こういうことをやって欲しいということがいろいろ出ているはずなのです。そういうものも踏まえて議論すべきだし、その次の(2)には第三者によると書いていますがそれも含めて議論をして再発防止のマニュアルを作るようにしないと、議会での議論は何だったのかとなるわけです。だって議会に提案したこの資料のみ、そしてそれを教育委員会に報告したと皆さんはそう言っているのだから。もし違うのでしたら答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。基本的に部長が答弁したとおりでございますけれども、補足いたしますと定例の教育委員会には議会に提案した内容、それからまたいろいろと付け加えて説明した等々を報告いたしております。そのなかでどうしてこういったことが起こったかというようなことも話し合われております。そういうことが定例教育委員会への報告事項でございます。それで内部での検証でございますけれども、これもこの定例教育委員会が終わったあと、もちろん議会が終わったあとからも続けているのですが、どうしてこういうことが起こったか、では今後どうすればいいか、体制的にこれで十分だったのかどうかということも含めて議論をいたしております。それが再発防止のマニュアルというような冠を付けまして、今、事務局で製本化している段階でございます。それが完成いたしましたら、町長部局にも報告いたしまして、全庁的にこういった取り組みをしていただきたいというようなお願いをしまいたいですし、議会にも報告書を提出していきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 マニュアルができれば議会に提出して欲しいのですが、ただ、教育委員会に提案してその定例会に出したということですが、その中での議論はどうなったのかをお聞きしたいです。もし議事録があれば出してもらいたいと思います。要するに、教育委員会の中でどういうふうに議論されているのかです。

それから、第三者の検証を行ったかですが、簡易裁判所において裁判官や弁護士、一級建築士などそこで調停委員も含めて調定した結果の和解であり、第三者の検証がされたら、だから新たにはやっていないのだ、必要ないというふうなことになっています。裁判所で行ったのは、その事件に対してどちらに瑕疵があるかでしょう。請求された1,200万円が妥当かどうかという話でしょう。皆さん方はその事件に対して実際に何が原因でこれが起こって、今後どうすれば

防止できるかを皆さん方が検証したわけでしょう。それを第三者にさせて欲しいということですよ。裁判所でそういうことをやりますか。皆さん方のこれが原因で次はどうすれば直るんだということまでやっていますか。やっているのだったらその裁判所での記録を出してもらえませんか。委員の皆さん方、教育委員部局なり内部で検証することと、第三者にそのことも含めてやってもらう。裁判所でやるのはどこに瑕疵があるか、どれぐらいの額が妥当か、こういうことでしょう。そうではなくて、再発防止についてどうするかということですよ。それはやるべきじゃないのですか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。確かに、裁判所の判断とは寛淳議員ご指摘のそこに重点が置かれているものと思っております。ただし、真相究明と言いますか、どうしてこういうことが起こったかというのは、当然その調停の中で十分に話し合われておりまして、双方の意見が出されているわけでございます。その中で、私たちは、今回の事件がそういったことで起こったのだと、要するに職員間の「ハウレンソウ」の不足、あるいはまた瑕疵担保に対する認識のなさと言いますか調査研究不足と言いますか、それから当然マンパワー体制の不足と言いますかそういったことが明らかになっていったわけでございます。その内容につきまして、われわれ内部といたしましては、それが原因だというのがしっかりと確認ができたわけでございますので、ではそれを今後どうするかということマニュアル化していこうと考えているわけでございますので、改めて予算を計上して費用弁償等々、あるいはまた人選もしまして第三者検証が必要かどうかに関しましては、見解の相違かも知れませんが私としては十分に第三者的見解が出たものと考えておりまして、ご質問のような第三者検証というものは考えておりませんでした。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛淳議員。

○11番 宮城寛淳議員 この第三者委員会というものは、裁判所で行っているものだというところで、どうしてそういうことが起こったか検証がされると、ではそれを防止するにはどうするか裁判所で検証するのですか。皆さん方南風原町の役場でこういう事例が起きたと、この原因はここだと、これを直すにはどうすればいいか、ここまでやらないと思うのですけれども、それは皆さん方の仕事だし第三者委員でも立てて実際に検証していくというのが大事だと思います。教育長は見解の相違とおっしゃっていますので、これ以上出ないと思いますから止めますけれども、そこは内部からも外部からも見て実際にどうなのか検証すべきだと僕は思います。その上に立ってマニュアルは作成する。内部だけでマニュアルを作成していくということであれば、同じようなことが起きる可能性があるのですよ。これまで不発弾処理の問題でもマニュアル作成をしました。今度もまたマニュアル作成。いろんなことをこれまで私たちは取

り上げてきましたけれども、外部の皆さん方へ第三者委員会の形で検討すべきだと思います。そのマニュアルができてから検討していきたいと思います。

では、次に移りたいと思います。放置車両についてですけれども、この車は所有者の調査を行っているとありますが実際にこんなにかかるものなのですか。そのへんよく分からないのですが、私が質問してからでももう2年ですよ。その前から放置されているわけですから、それ以上になっている。こちらから南部土木に忠告しなければ、向こうも調べなかったのかそれは分かりませんが、南風原町から放置車両を何とかしてくれと言ってから調査したのか分かりませんが、あまりにも時間がかかり過ぎていると思います。あの車がある限り、私は、ごみは片付けてもまた捨てられるということがあるのではないかと思います。車の陰に隠れている部分に山積みなのです。以前は河川敷にも山積みされていました。あれは片付けられて、県のほうででしょうか、河川の掃除をする際に片付けているようですけれども、今度も1月ほど前に掃除はされています。ところが、このミニパークのごみは一切片付けられておりません。バス停にまでソファが出ている状況です。皆さん、ご覧になったことがありますか。私は毎日のように向こうを通るものですから、とても気になるのです。八重瀬から来るときには、南風原の入口ですよ。町長。そしてバス停。あの地域の皆さん方が利用するバス停ですので、南風原町はこんなものかというふうになると思います。向こうが南部土木の管理かどうかバスを利用する方には分からないと思いますよ。八重瀬、糸満方面から来る南風原町の入口になるわけですから、ぜひ早めにやるべきだと思います。南風原町がやったあとから費用を取るといふことも条例がありましたでしょう。片付けてと言っても片付けないものはやる、代執行と言うのですか。そういうこともできるはずなのですね。県でも国でもそういうことがあると思うのですけれども、それで進めてはどうですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 おっしゃるとおりでございます。当然、登録番号、ナンバープレートは外されておまして、県も車を開けて製造番号を調べて追跡した結果、県外に転出していて、そのあとの足取りがつかめないという情報までは入手しております。放置車両というのは厄介でございます。他人の土地に他人の物が置かれている、地権者から見たら他人の財産だということで今言った代執行、地権者が処理をしてあとで費用を請求するとかやり方としてはいろいろあるようです。議員からあったようにわれわれも再三、早めの撤去を申し入れてはおり、この2月にも撤去指示という張り紙はされています。県の出方を見て、これ以上対応ができないのであれば県に県の費用でも撤去させるということになろうかと思えます。あとは警察への届ですね。不法に他人の土地に物が置かれている、財産を侵害しているというような訴えになるようです。現実には時間がかかっているのですが、そういった手続きを踏んで対応していくことになると思います。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 ぜひ県にも代執行を行ってその車両をどかすようにして欲しい。撤去するよという貼り紙は、だいぶ前からやっています。この主は県外にいて、ここを通過して見るわけがないですよ。本人が撤去するわけがない。あの車は、ドアも半分壊れてガタッと落ちそうな感じですよ。そのまま朽ちていくというような感じがします。それは早めに進めて欲しいと思います。次年度からあのへんがきれいになるよう期待しております。

3点目に、高齢化社会の対策ということで行いたいと思います。この答弁では嘱託看護師1名増となっているのですけれども、保健福祉課で嘱託看護師増になっているのですか。皆さんからもらった資料の保健福祉課の嘱託員一覧表では、看護師の数が全然変わっていないような気がするのです。ここには書いていない方が増になったのかな。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。嘱託看護師につきましては、27年度で配置したということをごさしまして、28年4月からスタートするために27年度から配置して体制を整えていったということをごさします。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 要するに、28年度から行うということで、その28年度ではすでに増になっていたということですよ。南風原町は全国に先駆けてと言っておかしいですけども、国が進めてくださいという時にすぐ対応したようでありますが、全国的には今度の4月1日からというのが4割近くあったようであります。ただ、この事業が素晴らしいものかどうかには疑問を呈するものですが、もともと介護保険でやるべきだったものを、要支援1・2の訪問介護、通所介護などを市町村に任せると、財政に格差がある中で市町村に任せるというのがどうなのか。今、介護保険加入者が心配しているのは、国がちゃんと支援をしていたということが、市町村に移って財政の問題とか、それから専門家が行っていたものがヘルパーに代わってくるとかいうことで質が落ちるのではないかという心配であります。この質問を以前にやった時にも副町長が質を落とさずがんばっていくと答弁を行っています。ですから、皆さん方も27年度で嘱託看護師を入れ、生活支援のコーディネーターも2名入れて体制は整えているとなっています。これから要支援1・2についてもどんどん多くなっていくわけです。それから要介護1・2については、政府は今年度から入れないとはしましたけれども、しかし国民健康保険の一元化に併せてこの介護保険も再度導入するということは検討されているようで、要するに先送りですよ。それを見据えて、私はもっともそこは専門家を入れるべきだと思います。決してパートとか専門職ではない皆さん方、地域で面倒を見ることはとても良いことではありま

すけれども、地域に全部下ろされて、あとはヘルパーでやっていたということでは質の低下につながりますので、そういうことがないようにぜひ介護保険についても詐欺だと、保険は取ってサービスは受けられないというようにならないようやって欲しいと思います。皆さん方は、今度はこれを行いましたとなっていますが、その他に行った強化がありますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 体制の強化といたしましては、副町長答弁にありましたように28年度で認知症の地域支援推進員も配置しております。それから、地域・医療・介護の連携として医療と介護の連携の分野で新年度予算に計上しております。そういうかたちで高齢者を支える体制をしっかりと作り上げて取り組んでいきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 老人福祉についての強化はして欲しいと思います。財政が大変厳しい今年度、保健福祉課は減らしていないのかな。嘱託も減らしていないようなところが見えますのでぜひがんばって欲しいと思います。

それから、4点目の新事業についてですけれども、確かに子どもたちの保育園から幼稚園からそこには待ったが効かないわけですからお金が無いから止めますというわけにはいかないし、十分に措置すべきだと思います。しかしながら、これまで培ってきた県外との児童生徒の交流とか、皆さん方は非常に評価しているわけでしょう。なぜそれがなくなるのか。27年度の事業成果に関する報告書でも、つるぎ町とのことなどは沖縄でできない自然体験をし地元南風原町の良さを知る、そういうことができましたとあります。それから、芸能の交流についても10年ぶりに復活させたのだけれども、連続していったんどんどん続けるべきだと、皆さん方は内部、外部の評価を出していますその中でも例えば評価区分で言えば内部外部とも満点ですよ。4段階でオール4となっていますし、総合評価でもAとなっているのですね。要するに、その事業は今後も続けるべきということになっているのです。せっかく伝統芸能を守るとか、それから子どもたちの育成のために県内外との交流を行うとか、それこそが正に人材育成だと僕は思うのですけれども、そういうことを挙げていながら予算が足りないということでカットするのはいかがなものかと思います。ぜひこの児童生徒の交流についても私たち経済教育常任委員会では続けるべきと、継続すべきという留意事項を付けました。総務からのその後をまだ見ていないのでどうなっているのか分かりませんが、委員会としてはやるべきだとしました。民俗芸能についても津嘉山の民俗芸能資料館、宮平の資料館、こういうのも造るのですよね。だったら、交流する場も必要じゃないですか。私はそう思いますけれども、皆さん方はいかがですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

平成29年第1回一般質問1日目

○教育部長 宮平 暢君 それでは、お答えいたします。議員さん同様、われわれ教育委員会としても効果のある事業だと認識はしております。ただ、平成29年度に本町へ配分された一括交付金が8,400万円減額となっていることから、教育長からもありましたとおりやはり人材確保を最優先した事業展開となっていることから、やむなく29年度は事業を計上することができなかったということになっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 予算がないので知恵を出した結果となるのでしょうかけれども、無いものは無いで知恵を出してやるべきではないかと思えます。ここで答弁できないと思えますけれども、補正を組むときに途中からでもそういうものは復活させるべきだと思います。28年度の決算がどうなるか分かりませんが、それによっては復活できる可能性はあると思えます。いろいろ交流事業はやっておりますが、私は海外よりは他府県での子どもたちの交流を行うことが非常に大事ではないかと思うことと、民俗芸能交流も生涯学習、人材育成の一つだということ、南風原町の伝統を守るということは非常に大事だと思います。そこはぜひ検討して欲しいと思えます。以上で終わります。